

美浦村環境美化条例の概略

第1章 総則	この条例の目的と、条例で使用する用語を規定し、村民等、事業者等及び美浦村の責務を定めています。
第2章 空き缶等の投げ捨て禁止及び指定容器の資源化促進	村民等に対し、空き缶等の投げ捨ての禁止を規定し、違反者に対して「勧告」「命令」ができることを定めています。 併せて、自販機等の製造販売業者に対して、指定容器等の回収容器設置等を促し、資源化に努めるよう規定しています。また、たばこ製造業者と販売業者は、消費者に対して散乱防止の啓発を行うよう規定しています。
第3章 空き地等の管理の適正化	市街地及びその周辺地域において、宅地化されている空き地の所有者等は、危険な状態にならないよう管理するとともに、不法投棄の未然防止にも努めることを規定し、自己管理が困難な所有者等が美浦村に管理を委託できることを規定しています。 また、市街地及びその周辺地域において、宅地化されている空き地等が危険な状態にある時、村長は「勧告」「命令」「立入調査」「公表」ができることを規定しています。 なお、本条例の空き地等の対象は「宅造地内の空き地」を対象としています。
第4章 環境美化の促進	村長は、本条例の目的を達成するため「環境美化促進重点地域」を指定し、「環境美化推進員」を選定し、「環境美化の日」を設けることができることを規定しています。
第5章 霞ヶ浦湖岸の美化促進	釣り人等が霞ヶ浦へゴミを投棄することを禁止し、村長がゴミ散乱のおそれがある場合に指導助言できることを規定しています。 また、村民等及び事業者は霞ヶ浦の環境美化推進に努め、村の施策に協力しなければならないことを規定しています。
第6章 自動車・家具・家電製品等の放置防止	みだりに自動車・家具・家電製品等を放置することを禁止するとともに、放置を発見した際の通報に努め、村は「調査」と所有者等へ「勧告」「命令」できることを規定しています。 また、調査したにもかかわらず所有者等を特定できない場合、村が「撤去」「保管」「廃物認定」「処分」することができることとし、撤去・処分に要した費用を「徴収」することができる規定としています。
第7章 飼い犬のふん害防止	飼い犬の所有者が、屋外において「ふん」の放置を禁止するとともに、屋外運動時の禁止事項を規定しています。 また、村は禁止事項を守れない飼い主に対して、必要な指導ができることを規定しています。
第8章 違反ごみ出し防止	村民等に対し、ごみ出しの収集日や時間等のルールを守らなければならないことを規定し、遵守されていないと認められる場合は、村長は違反ごみ出者に対して、必要な指導ができることを規定しています。
第9章 雑則	条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定し、条例の適用に当たっては、不当に権利を侵害しないよう留意することを規定しています。
第10章 罰則	空き缶等の投げ捨ての禁止違反者に対する「原状回復命令」に従わない場合、自動車・家具・家電製品等放置者に対する「撤去命令」に従わない場合に、罰金に処することを規定しています。
附 則	この条例が、平成26年4月1日に施行されることと、「美浦村空き缶回収に関する条例」及び「空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を廃止することを規定しています。